

行政改革

民間の力を導入

指定管理者制度

■問合せ 総務課行政係 内線213・214

指定管理者制度とは…

住民ニーズに効率的に対応するため、地方自治法の改正により創設された制度です。民間事業者の豊富なノウハウを活かし、施設の特徴を發揮した多様なサービスを展開し、住民福祉の向上などを図ることを目的としています。

当初は5施設での導入ですが、行政改革の進展や民間事業者の

意向などを考慮して、他の施設での導入も検討していきます。

以上4施設は、導入によって福祉事業の充実と、利用者の皆さんのサービス向上を目指します。

■甘楽ふるさと農園
ふるさと農園では、都市住民との交流施設としての充実と、地権者の皆さんによる効率的な運営を目指します。

指定管理者制度の導入施設

■甘楽町総合福祉センター

■甘楽町デイサービスセンター

■甘楽町福祉作業所

■甘楽町学童保育所

【指定管理者名称】
社会福祉法人

甘楽町社会福祉協議会

【指定期間】

平成18年4月1日から
平成20年3月31日まで

【指定管理者名称】

甘楽ふるさと農園管理組合

【指定期間】

平成18年4月1日から
平成21年3月31日まで

窓口業務を改善

より速くより便利に

■問合せ 総務課庶務係 内線211・212

役場窓口にて3月中旬、受付力ウンターが完成しました。

これまででは、ロビーの応接テーブルで対応していましたが、職員が手続きのために事務室に戻り、その間、住民の皆さんをお待たせすることが多々ありました。

新設された受付力ウンターでは、コンピュータ端末を見ながら情報確認と手続きができるようになります。

これからの、より速く・より便利になるように努めていきます。

改善前の窓口



改善後の窓口



※窓口業務のコンピュータ化については、12ページで紹介いたします。

水曜日は2時間延長

4月から毎週水曜日、役場業務の夜間延長を始めました。

昼間、都合のつかない人はご利用ください。

◎延長日

毎週水曜日 午後5時15分から7時15分まで

◎延長業務

町(役場内)の全ての業務

町では、地元企業の活性化を図るため、町の公共物などに掲載する有料広告を募集しています。

募集している広告掲載場所は、「広報かんら3月号」でお知らせしたとおりです。

今回は、役場ロビーの広告掲載についてお知らせします。

役場窓口カウンター下



- ◎区画数 4区画
- ◎大きさ タテ70cm × ヨコ90cm
- ◎広告料 12,000円(半年契約)
- ◎締切り 5月8日(月)

◎掲載基準

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものです。

- ・公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・政治活動や宗教活動などに関するもの
- ・個人の名刺広告およびこれに類すると認められるもの
- ・あたかも本町が推奨していると思われる表現のもの
- ・他の企業への転貸はできません
- ・その他庁舎ロビーに掲載することが不相当と認められるもの

■ 広告を募集しています

■ 問合せ

総務課庶務係

内線 211・212

- ① 経費を削減し、高い品質の行政サービスを生み出し、自治体の価値を高めます
- ② 顧客(住民)志向の視点に立ち、**「親切に 速く 良く」**

■ 主な取り組み

農地転用事務を町で実施

■ 他町村に先駆けて、県から農

をモットーにした行政
③ 業務を見直し、創意工夫などを進め、新たな行政需要に対応できる組織改革
の3つを柱として、元気なまちづくりへの改革を進めます。

職員改革「親切に 速く 良く」

職員一人ひとりの意識改革に努め、これまでの施策や業務のやり方を再点検し、住民ニーズの視点に立った施策に取り組みます。

地方分権時代への対応

■ 行政と住民とが役割分担を図り、協働によるまちづくりをすすめます。
■ 指定管理者制度を導入し、民間事業者の豊富なノウハウを活用します。

■ サービス向上に努めます

行政改革プラン

■ 問合せ

総務課行政係

内線 213・214